

## 八街市上水道委員会委員の公募に関する要領

### 1. 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則(平成29年規則第30号)に定めるもののほか、八街市水道委員会委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 公募委員の数

公募により選任する委員の数は1人とする。

### 3. 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

### 4. 公募委員の応募資格

任期開始現在において次の要件を全て満たしている方

- (1) 20歳以上の者
- (2) 市内に住所があり、かつ1年以上在住している者。
- (3) 上水道を使用している者。
- (4) 八街市の職員、議会議員ではない者。
- (5) 令和2年4月1日時点で八街市で他の審議会などの公募委員を2以上委嘱されていない者。
- (6) 暴力団員などと密接な関係を有していない者。
- (7) 市税と水道料金などの滞納がない者。
- (8) 平日昼間の会議に参加できる者。

### 5. 応募方法

応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、「八街市の水道について」をテーマとしたレポート(任意様式、800字以内)を添えて、水道課へ提出(持参または郵送)するものとする。

### 6. 選考委員会の設置

公募委員を選考するため、八街市上水道委員会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、副市長をもって充てる。なお、委員長に事故あるときは、総務部長の職にある者が委員長の職務を代理する。
- (3) 委員は、各部の長及び教育次長をもって充てる。なお、委員に事故あるときは、当該委員の指名した者をもってその職務を代理させることができる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- (6) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- (7) 選考委員会の事務は、水道課において処理する。
- (8) 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- (9) その他必要な事項については、委員長が別に定める。

7. 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

8. 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。